

当会元会員に関する判決について（会長談話）

本日、当会の元会員が業務上横領の罪により、岐阜地方裁判所より懲役3年（執行猶予5年）の判決が下されました。

事件の概要は、当時当会所属の会員が、当会において成年後見業務の先駆者の立場にありながら、事務所経営上の行き詰まりから、業務遂行過程において成年被後見人（被害者本人）の金員を業務上横領したとして起訴され、この日の判決となったものです。

このような事件が起きたことにより、被害者や関係者はもとより市民の皆様に、たいへんな不安、心労並びに失望感を与えてしまったことを深くお詫び申し上げます。

当会では、本日の判決を厳粛に受け止め、今後、当会会員の業務指導、執務管理及び倫理の徹底等々を図ることにより再発防止に努め、司法書士の職責である国民の皆様の権利の保護に寄与するために、公正かつ誠実に業務をおこなっていく所存であります。

平成30年6月4日

岐阜県司法書士会

会長 今井 万寿之